

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年7月10日

福島県企業局 阿部俊彦

工事番号	第25-60015-0002号
工事名	沼部堰改築（機械設備）工事
質 問 事 項	
<p>1. 現場着手可能時期についてご指示願います。</p> <p>2. 現場施工時は非出水期等の制限がありましたらご指示願います。</p> <p>3. 鋼材、購入品等の納期が長期化した場合には工期の延伸は可能でしょうか。</p> <p>4. 発注図書の中に、工事用搬入路図、ヤード計画図、仮締計画図、仮設計画図等、現場作業における計画図がございません。ご提供願います。</p> <p>5. 特記仕様書記載以外の工事で、現場施工時に同時施工となる関連工事がありましたらご教示願います。</p> <p>6. 特記仕様書内に、「別途工事の左岸側ゲート」との記載がありますが、誤記でよろしいでしょうか。</p> <p>7. 特記仕様書内に、「借地参考図」の記載がありますが、添付されておりません。ご提供願います。</p> <p>8. 特記仕様書内に、「塩害を考慮した部材を検討すること」との記載がありますが、現地の塩分濃度調査は実施済みとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>9. クレーン能力決定根拠資料、足場工及び、仮設材等の数量決定根拠資料をご提供願います。</p> <p>10. 本工事における一般管理費につきましては製作原価と据付工事原価の合計額を対象額として算定されているのでしょうか。それとも製作原価で求めた一般管理費と据付工事原価で求めた一般管理費を合算しているのでしょうか。ご教示願います。</p> <p>11. 配置予定技術者の技術力に対する評価で、※1の同種・類似工事として「水門設備製作据付工事」とありますが、同種・類似工事が製作と現場据付に分割されている場合に、分割された工事を一括し、1つの工事として同種・類似工事とみなし評価していただくことは可能でしょうか。また評価していただける場合、様式第7号への記載方法をご教示願います。</p>	

12. 各ゲートの現場据付予定時期をご教示願います。
13. 入札説明書 13 その他 カ配置技術者の専任期間(P11)について、専任を要する現場工事が始まる年月をご教示願います。
14. 本工事は福島県議会の議決承認をもって契約となると思われませんが、工期開始の予定時期についてご教示願います。
15. 本工事は多年度に跨る工期のため、様式9号その1が1枚に収まらないことが想定されますが、複数枚に分けての提出は可能でしょうか。
16. 見積単価の鋼材については、割増・スクラップ控除等を含んだ価格でしょうか。
17. 見積単価表 FD5020 異形棒鋼 SD295 D10 につきまして、鋼材単価算出表にて算出した単価を採用されていると記載がありますが、割増・スクラップ控除等を適用されているでしょうか。また、その場合の割増率をご教示願います。
18. 見積単価のうち、土砂吐ゲート開閉装置 材料費の一覧内に取付ボルト M12×20 が2か所記載されておりますが、参考数量 59 本のものについては M12×25 が正と考えてよろしいでしょうか。
19. 採用単価表 FE0007 自動点滅器につきまして、建設物価では受台（ニップル）付の価格で掲載されており、積算資料では本体と受台の価格が個別に掲載されております。積算資料掲載分については、本体に受台の価格を加算したものが比較用単価と考えてよろしいでしょうか。
20. 金抜き設計書内の機械経費における賃料において、長期割引適用の有無をご教示願います。同様に施工パッケージ内訳表内の機械経費賃料においても長期割引適用の有無をご教示願います。
21. 特記仕様書 第1章 第6条(1)ア「施工計画書、実施工程表、使用資材承諾願、施工図等について、契約締結の翌日から40日以内に提出」との記載がありますが、使用資材承諾願及び施工図については、設計完了後となるため契約締結の翌日から40日以内の提出が困難と考えますが、提出までの日数は受注後の協議とさせて頂いてよろしいでしょうか。
22. 共通仮設費、現場管理費について、復興係数を乗じて積算されているでしょうか。
23. 特記仕様書 第5章 第15条 2. 据付方法(1)(2)に記載されている内容に該当する工種が本工事には含まれておりませんが、誤記と考えてよろしいでしょうか。
24. 特記仕様書 第4章 第10条 3洪水吐ゲート(1)に「別途工事の左岸側ゲート」との記載がありますが、左岸側ゲートは本工事範囲内で誤記と考えてよろしいでしょうか。
25. 仮締切内に進入可能な車両サイズをご教示願います。
26. 総合評価点評価基準（標準型）につきまして、P1の※8に記載されている入札参加者の所在地等の評価対象とP9～P12に記載されている要件が異なっております。地域要件が「全国」のため、P9～P12に記載されている内容が正と考えてよろしいで

しょうか。

27. 輸送費（切削作業時汚泥）及び輸送費（アスファルト殻運搬）の算出根拠資料をご提示願います。

#### 回 答 事 項

1. 現場着手（立入）は、契約後に可能となります。
2. 非出水期等の制限はありません。
3. 工期の延伸については、別途協議とします。
4. 右岸と左岸の仮設工計画図（参考図）を提供します。その他については、関連工事との調整が必要であるため、別途協議とします。
5. 現時点で、特記仕様書に掲載している工事以外はありません。
6. 「別途工事の左岸側ゲート」の記載は削除します。
7. 「借地参考図」を添付します。
8. 現地での塩分濃度調査は実施しておりません。調査については別途協議とします。
9. 閲覧図書のとおりです。
10. 土木工事標準積算基準書（機械編）IX-1-20のとおりです。
11. 評価基準は、一契約（一工事）での評価となりますので、製作・据付一括の工事を対象とします。
12. ゲートの据付可能時期については、令和8年8月以降を想定しています。
13. 令和8年8月以降で想定しております
14. 本工事は議決を要しないため、令和7年8月中旬契約予定です。
15. 1枚での提出とします。
16. 割増やスクラップ控除等は含まれておりません。
17. 適用しています。割増率は20%です。
18. ご指摘のとおりです。
19. お見込みのとおりです。
20. 機械経費の賃料においては、長期割引を適用しています。同様に施工パッケージ内訳表内の機械経費賃料は長期割引を適用しています。
21. 提出書類につきましては、別途協議とします。
22. 復興係数は適用しておりません。
23. 特記仕様書 第5章 第15条 2. 据付方法(1)(2)は削除します。
24. 左岸側ゲートは本工事のため、「別途工事の左岸側ゲート」の記載は削除します。

25. 設計上は仮締切内の進入可能な車両は、セミトレーラ25tを設定しておりますが、搬入時点の現場状況しだいでは、別途協議とします。
26. 令和7年7月7日付け訂正公告のとおりです。
27. 処分場については特記仕様書第14章のとおりです。  
積算上輸送距離は、切削時汚泥はL=56.3km、As殻はL=2.5kmです。